

# 理科支援員等配置事業実施要項

(平成21年4月6日 北海道立教育研究所長決定)

## 1 趣旨

理科支援員等配置事業(以下「本事業」という。)は、理科の観察・実験等の体験的学習の時間に理科支援員及び特別講師(以下「理科支援員等」という。)を配置し、これらの人材と教員が協力して授業を行うことにより、理科の授業の充実・活性化を図るとともに、教員が観察・実験等の体験的学習に関する指導力を向上させることを目的とする。

## 2 事業内容

本事業は、理科支援員等を学校に配置し、授業の支援を行う。

(1) 配置する学校 希望する道内の市町村立小学校(札幌市を除く。)

(2) 対象学年及び教科 5・6年生の理科

(3) 理科支援員の身分

ア 理科支援員の身分は、「北海道特別職職員の給与等に関する条例」(昭和31年北海道条例第64号)第1条15号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

イ 理科支援員は、配置された市町村教育委員会の非常勤職員の身分を併せ有するものとする。

(4) 理科支援員の業務

教員が作成した指導計画の下、以下の活動を通じて支援する。

ア 観察・実験等の実施の支援

イ 観察・実験等の準備・後片付け

ウ 観察・実験等の計画立案の支援や教材開発の支援

エ 観察・実験方法等及び理科授業の進め方等の提案・助言

(5) 特別講師の業務

学校から求められる内容に応じ、理科に関する発展的な内容の授業(先端科学技術や研究開発成果等を生かし、学習事項と社会活動とのつながりを実感させることができる内容で、演示実験など観察・実験活動等を含むよう努めるものとする。)を教員と連携して実施する。

(6) 理科支援員等配置事業責任者

理科支援員や特別講師を配置する学校に、コーディネーター等との連絡調整担当者として理科支援員等配置事業責任者を置く。

## 3 事業の運営

(1) 運営体制

本事業は、北海道立教育研究所に配置されたコーディネーター及び事務員で事務局を構成し、市町村教育委員会と連携して理科支援員等の募集、研修、配置等に関する業務を行う。

(2) 理科支援員等の人材発掘

理科支援員等の人材を発掘するため、理科人材コンソーシアム会議を設置する。

(3) 経費

理科支援員の報酬、通勤手当相当額、研修旅費及び特別講師の謝金、旅費については道が負担する。

## 4 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この実施要項は、平成21年4月6日から施行する。